

# 岡崎市下水道事業公営企業会計移行基本方針 概要

平成 21 年 2 月

岡崎市下水道部

## 下水道の役割って何???



下水道の役割は、家庭や事業所などから発生する汚水を、地下に埋設した下水管に流し込み、下水終末処理場できれいにし、川や海をきれいにすることです。

また、雨水は、道路側溝や雨水管を通じて川や海に放流します。

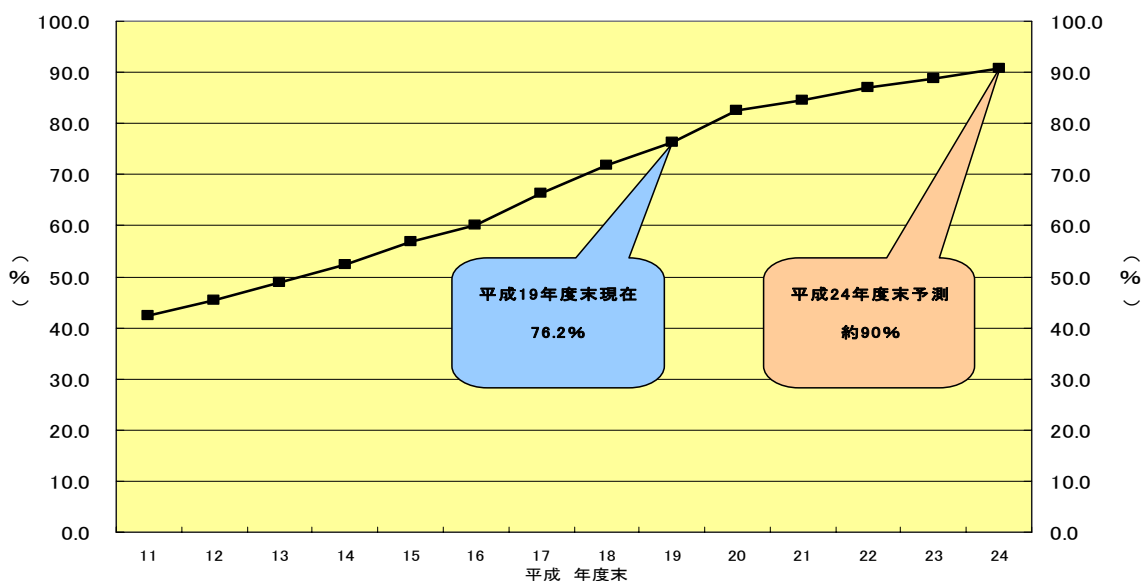
下水道が整備され皆さんが下水道へ接続されますと、家庭からの汚水はその地域に滞留せず、汚水管をすみやかに流下します。このため、蚊・ハエなどの発生源が減少し、悪臭もなくなります。

下水道によって、私たちのまちが快適で住みよいまちになり、川や海などが清くよみがえることになるのです。

## 岡崎市下水道ってどうなっているの？

岡崎市下水道事業の普及率の推移予測は、次のとおりです。今後は、汚水にかかる下水道整備にも目処が付き、維持管理の時期に入っていくのがわかります。

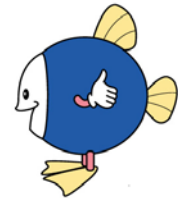
岡崎市下水道事業の普及率の推移予測



岡崎市下水道施設の概要は、次のようになっています。

管路 : 1,435km      ポンプ場 : 9箇所      処理場 : 1箇所  
(平成19年度末現在)

今後は、建設した下水道施設を適正に維持し、市民の皆様へ安定した下水道サービスを提供するために、経営の効率化・健全化を図る必要があります。



## 特別会計と公営企業会計は、どのように違うの？

下水道事業は、下水道使用料などの特定のお金をもって事業を行っています。こうした特定のお金で特定の事業を行う場合の会計のことを、特別会計といいます。現在、岡崎市の下水道事業は、特別会計で運営しています。特別会計は、地方自治法に基づくものです。特別会計の特色は次のとおりです。

- ・ 特定のお金で特定の事業を行うこと。
- ・ 収入と支出をそれぞれ現金の異動時点で把握する現金主義を採用。
- ・ 各科目に対する現金の増減のみを記載する単式簿記制度。

水道事業のような公営企業会計の事業は、財やサービスを需要家に提供し、料金によりその費用を回収する経済活動を行っているために、常に企業の実態に応じその業績を把握し、企業の効率的運営を図っています。公営企業会計は、地方公営企業法に基づくものです。公営企業会計の特色は次のとおりです。

- ・ 特定のお金で特定の事業を行うこと。
- ・ 収入や支出を含む全ての財産の増減変化をその発生の時点で記帳する発生主義を採用。
- ・ 収入の発生と債権の発生、支出の発生と債務の発生のように、常に二面で捉える複式簿記制度。

特別会計から公営企業会計にすることにより、経営状況・財政状態を一層明確にして、経営課題を把握し「経営」という着眼点をもって事業運営を行うことができます。



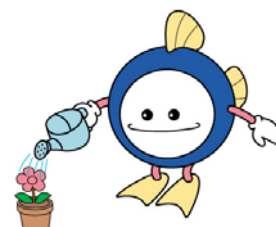
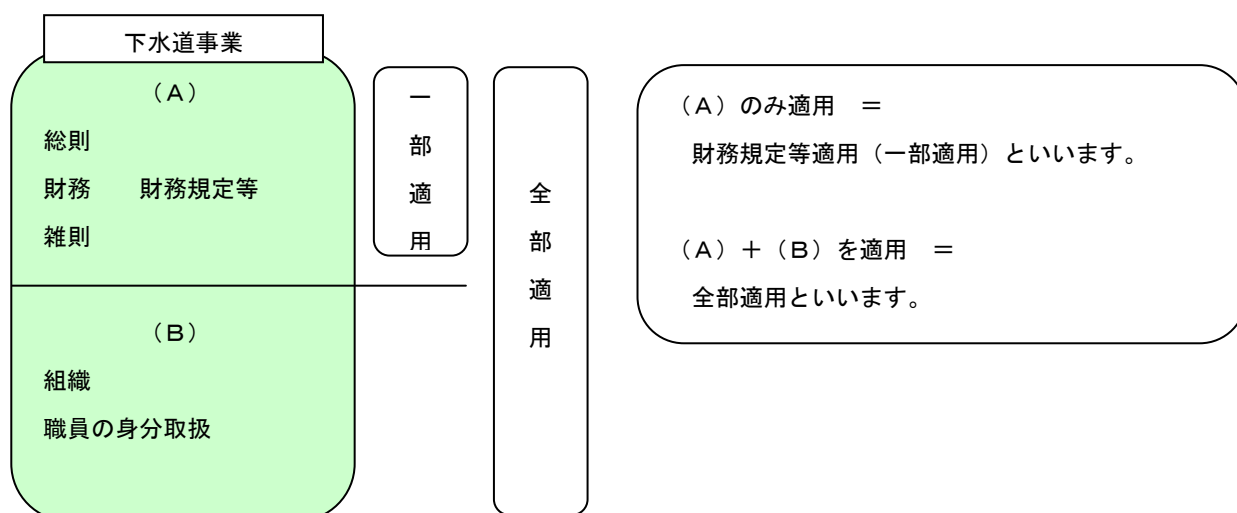
## 下水道事業をどのように公営企業会計にするの？

地方公営企業法は、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例法です。地方公営企業法に基づく地方公営企業は、その企業的性格、経営規模等に考慮して、企業の能率的な経営を促進させる必要から設けられた法律です。

地方公営企業法では、条例で定めることにより同法の全部を適用（以下、「全部適用」といいます。）するか、または同法の財務規定等を適用（以下、「一部適用」といいます。）するかの2通りの選択肢を設けています。

下水道事業は、現在、1年間でお金が増えたり減ったりすることを見る特別会計ですが、地方公営企業法の適用（以下、「法適用」といいます。）により、水道事業や病院事業のような公営企業会計にすることができます。

## 下水道事業の法適用の方法



### 他のまちは法適用をしているの？

岡崎市と同じ中核市 39 市のうち法適用を行っている市は 21 市、法適用を行っていない市は 18 市であり、法適用を行っている市が半数を上回っています。さらに法適用を行っていない 18 市の中でも、法適用に向けて準備をしている市は 9 市あります。

### 中核市 39 市における法適用の状況

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区分	都市数	適用（予定）状況	
		全部適用	一部適用
法適用済	21 市	15 市	6 市
法非適用	18 市	—	—
うち法適用準備中	9 市	2 市	7 市

### 岡崎市はどのように法適用をするの？

岡崎市の下水道事業は、平成 19 年度末の普及率が 76.2%であり、建設段階から維持管理段階へ移行しつつあります。これまでに建設した下水道施設を市民の恒久的な財産として適正に維持して健全な財政運営を推進するために、法適用による「公営企業会計移行」を行い、経営状況・財政状態を一層明確にして、経営課題を把握し「経営」という着眼点をもって事業運営を行うことにより、経営の効率化・健全化を図ることを目的とします。

岡崎市の下水道事業は、次のように法適用し、経営の効率化・健全化を図ることを考えています。

項目	内容
法適用の目的	経営の効率化・健全化
法適用の主な意義	経営状況の明確化、職員の経営意識の向上、企業経営の弾力化
法適用の範囲	下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含みます）
法適用の移行時期	平成 24 年 4 月 1 日
法適用の方式	一部適用（ただし、組織統合と同時に全部適用）※

※ 水道局と下水道部の組織統合の時期については、平成 21 年度中を目処に決定します。



### 公営企業会計にしたあとはどうなるの？

公営企業会計にしたからといって、すぐに経営が健全化するわけではありません。法適用による公営企業会計に移行することは、経営状況・財政状態を一層明確にし、業務指標等による経営の分析をして、経営課題の把握や経営計画の策定を行うとともに、職員が常にコスト意識を持ち、最小の経費で最大の効果が得られるよう創意工夫を行うことによって経営の効率化・健全化を図ることの手段となることです。

岡崎市の下水道事業を法適用したあとは、図のようなフローに従って経営の効率化・健全化を図り、市民の皆様が安定した下水道サービスを受けられることを目指します。

【経営の効率化・健全化に向けたフロー図】

